

理 由

1 本件措置請求は、「川崎市水道局は、市議会で嘘の説明をし水道加入金約1億4000万円の徴収義務を怠り、川崎市に損害を与えた。」として、法的措置を含め債権の保全と期限を設定して全額を徴収することの勧告、徴収状況の監査及び法定期限内に徴収できない場合の損失補てんについての勧告を求め、さらに、補正書において、上記水道利用加入金に係る延滞金が市の損失となる可能性があるとして、損失補てんについての勧告を求めている。

なお、請求書に添付された事実を証する書面は、水道利用加入金徴収漏れに伴う職員の処分に関する新聞報道記事（3月28日付け読売新聞）である。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出など一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置を監査委員に請求する権能を認めたものである。

そのため、住民監査請求における財務会計上の行為等の特定は、監査委員に対して監査の端緒を与える程度のものでは足りず、違法、不当とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものとされており、かつ、財務会計上の行為等について、違法又は不当とする理由が、これらを証する書面を添えた上で具体的に主張されていなければならない。

本件措置請求は、財務会計上の怠る事実に関する措置請求と解されるが、本件措置請求人は、水道利用加入金約1億4,000万円の徴収義務を怠った旨の主張をしているのみで、いかなる者に対する徴収がいかなる法令、条例に違反しているのか等、個別具体的な理由を何ら摘示しておらず、単に断片的な新聞報道記事を添付しているのみである。このような措置請求は、包括的・探索的な監査を求めているものと言わざるを得ず、法第242条の要件を欠き、不適法である（平成2年6月5日最高裁判所判決参照）。

3 本件水道利用加入金問題については、川崎市議会の平成17年度決算審査特別委員会で採り上げられ（平成18年川崎市議会議事録）、本市は、調査の結果、水道条例違反を認めた上で既に関係職員の処分を行い、是正策について大部分の使用者から理解を得たとのことである（本市ホームページ平成19年3月27日付け報道発表資料参照）。水道利用加入金の徴収を行った場合は、法242条の要件である財産的損害は発生せず、また、徴収が不可能又は困難であるとの事情も見当たらない（本件措置請求人も、徴収が不可能又は困難であるとの主張はしていない。）。

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な行為若しくは怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生じる損害の賠償等を求めるることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であるが、上記の状況にかんがみれば、現時点において、本件水道利用加入金問題について住民監査請求に基づく監査等を行う必要性はない。

4 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。